

津市過疎地域振興事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内における過疎地域の特性や資源を活かした個性のある魅力的な地域づくりを進めるため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「過疎地域」とは、美杉地域をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「過疎地域振興事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、過疎地域において、次に掲げる事業（営利を目的として、政治活動として、又は宗教活動として行われるものを除く。以下「補助事業」という。）を行う団体等のうち市長が適当と認めるもの（以下「交付対象団体」という。）に対して、補助事業に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 過疎地域の情報発信に係る事業
- (2) 過疎地域のまちづくりにおける人材育成に係る事業
- (3) 過疎地域のスポーツ・レクリエーション活動の促進及び健康づくりに係る事業
- (4) 過疎地域の産業振興に係る事業
- (5) 過疎地域の観光振興に係る事業
- (6) 過疎地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用に係る事業
- (7) 過疎地域の連携、交流及び自然環境整備に係る事業
- (8) その他市長が特に認める過疎地域の振興に係る事業

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、補助事業の規模等を勘案し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業を実施する日の30日前又は補助事業を実施する日の属する年度の4月1日のいずれか遅い日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、交付対象団体の会則及び会員名簿とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の市長が定める期日は、交付対象団体が規則第6条の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。